

税の箴 あさ

2023年 夏号
No.143
<https://www.nk-net.co.jp/nisiwaki/>

- ・着任あいさつ 西脇税務署長・加東県税事務所長
- ・令和5年度定時総会の開催報告
- ・会のうごき
- ・税務署からのお知らせ
- ・県税だより
- ・会員寄稿記事
- ・新入会員紹介



東大寺南大門



着任あいさつ



西脇税務署長
中島 寛夫

酷暑の候、西脇多可地区納税貯蓄組合連合会の組合員の皆様並びに公益社団法人西脇納税協会の会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から正しい税知識の普及、適正な申告納税の推進並びに納税道義の高揚に向け、深いご理解と温かいご支援・ご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

私は、この度の定期人事異動により西脇税務署長を拝命いたしました、中島でございます。

ここ数年、社会活動に大きな影響を与え続けておりました、新型コロナウイルスについては、感染症法上の位置づけが、これまでの2類相当から5類相当に変更となり、社会生活も少しずつ、コロナ禍前の状態を取り戻してきているところですが、一日でも早く、平穏な日々が戻ることを、切に願って止みません。

このような中において、社会の変化に柔軟に対応しつつ、使命感を胸に挑戦する税のプロフェッショナルとして、チャレンジ精神を持って職責を果たしていきたいと考えております。前任同様、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、当地は、緑豊かな山々と清流に囲まれた美しい自然環境の中で、伝統に培われた「播州織」や「釣針」の名産地として、また、酒米として有名な「山田錦」発祥の地として、名高い町と存じ上げており、この由緒ある地で勤務できますことは、大変光栄なことであり、いち早く管内事情を把握し、皆様方のご期待に沿えるよう、税務行政に取り組む所存でございます。

近年、税務行政を取り巻く環境は、経済活動のデジタル化・国際化等の進展とともに、大きく変化しており、とりわけ、本年10月には消費税のインボイス制度が開始されるなど、国民の関心は、ますます高まっております。

こうした中、国税庁の使命であります「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためには、必要な税務行政の見直しに不断に取り組みつつ、限られた事務量を一層効果的かつ効率的に活用することを通じて、適正・公平な税務行政の一層の推進を図っていく必要があります。

まず、「納税者の利便性の向上」としては、納税者の皆様が、より便利かつスムーズに申告・納税手続を行っていただけるよう、日常使い慣れたスマートフォンやパソコンから簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に、サービスの充実と納税環境の整備に取り組んでまいります。

特に、e-Taxの推進やキャッシュレス納付は、行政手続の簡素化・効率化に留まらず、納税者の皆様の利便性の向上にも大きく寄与するものと考えており、一層の普及・定着に向けた取組を進めてまいります。

また、適正な申告を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、課税・徴収事務の効率化・高度化を図り、日々進化するICT技術の導入やAIを活用したデータ分析、関係機関への照会等のデジタル化といった取組を更に進めていく必要があると考えており、6月23日には、「税務行政のデジタルトランスフォーメーション - 税務行政の将来像2023 -」が公表されたところです。この中には「内部事務のセンター化」についても触れておりますが、西脇税務署も7月10日からは内部事務の一部をセンター処理するなど新たなスタートを切ったところです。

しかしながら、こうした取組については、私どものみでは到底成し得るものではなく、皆様方のご理解とご協力があってはじめて実現できるものと考えております。

どうか今後とも、税務行政に対するなお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、西脇多可地区納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人西脇納税協会の益々のご発展と組合員及び会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝を心より祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

西脇税務署幹部職員 (令和5年7月10日付)

職名	氏名	前任部署	氏名	新任部署
税務署長	中島 寛夫	調査二部調査3部門統括官	山添 益巳	退官
総務課長	熊谷 春喜	留任	—	—
個人・統括官	岡田 和也	上京 個人1 連調官	雑賀 智弘	東大阪 審理専門官(個人)
法人・統括官	多田 賢明	留任	—	—

着任あいさつ



加東県税事務所長
脇田 昌広

盛夏の候 西脇多可地区納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人西脇納税協会の皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は兵庫県行政とりわけ税務行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、納期内納税の推進のほか租税教育をはじめとした納税意識の高揚、振替納税の普及等にご尽力をいただいておりますことに心から敬意を表します。

本年4月の人事異動により加東県税事務所長に着任いたしました脇田でございます。微力ではございますが、皆様方のお力添えをいただき全力で職責を果たしていく所存でございますので、前任者同様、引き続き温かいご支援とご指導を賜りますようお願いいたします。

さてご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、2類から5類へ移行し、流行前の日常に戻りつつあります。

こうした中、兵庫県は今年度「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。2025年の大阪・関西万博を機に、県土全体をパビリオンに見立てる「ひょうごフィールドパビリオン」を展開するなどSDGsの推進に向けて全力で取り組んでいるところです。

そして、北播磨県民局では、コロナ禍により生じた地域を覆う閉塞感を打開し、北播磨の豊かな自然、多彩な農畜産物、歴史や文化、地域遺産や地域資源を活かし、①大阪・関西万博を見据えた北播磨の魅力創出、②北播磨の強みを活かした「農」と「食」の創出、③北播磨を支える人や交流の基盤づくり、④安心安全に暮らせる北播磨の実現、の4点を重点目標に、「活力と元気に満ちた北播磨」を創出してまいります。

これらの施策を支えるために、自主財源として皆様から納めていただく県税は欠かすことのできないものとなっております。令和5年度の県税収入当初予算は、前年度を294億円上回る8,082億円を計上したところですが、昨今の物価高や海外景気の減速が、景況ひいては税収に与える影響が懸念されるところです。県税収入を確保するため、これからも、加東県税事務所職員総力を挙げて、信頼される適正・公平な事務執行と税収確保に努めてまいりますので、なお一層のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、西脇多可地区納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人西脇納税協会の皆様方の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝とご事業の繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

加東県税事務所幹部職員 (令和5年4月1日付)

職名	氏名	前任部署	氏名	新任部署
所長	脇田 昌広	丹波県税事務所 所長	神戸美津代	退職
副所長兼調整課長	高見 周子	加古川県税事務所 副所長兼調整課長	津森 信生	豊岡県税事務所 所長
収税管理課長	小山 久恵	留任	—	—
課税1課長	高谷 健一	留任	—	—
課税2課長	中野 宏紀	神戸県税事務所 課長補佐	友定裕美子	丹波県税事務所 課税第2課長
自動車税課長	溝口 敦稔	兵庫県財務部 税務課 主査	吉田 寿人	退職



令和5年度 総会の開催

西脇多可地区納税貯蓄組合連合会・公益社団法人西脇納税協会

令和5年度の西脇多可地区納税貯蓄組合連合会定例総会並びに公益社団法人西脇納税協会定時社員総会は、5月24日に西脇ロイヤルホテルにおいて、開催されました。

田井会長は、冒頭のあいさつに引き続き議長となって、定足数の充足を確認し総会の成立を宣言して上程された議案の議事運営を行いました。

両会の各議案は、滞りなく可決承認され、来賓の方々からは、丁寧な祝辞を賜りました。



《西脇多可地区納税貯蓄組合連合会》

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算書承認の件並びに会計監査報告

第2号議案 令和5年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）承認の件

令和5年度 事業計画と予算の概要

1. 租税教育の推進

本年度も租税教育の一環として作品募集事業を一層推進することとする。

2. 税務広報

「税の箴」等誌面を通じ税情報を提供するほか、地域の産業祭等に出展し税務広報を実施する。

3. e-Taxの利用推進

e-Taxの一層の普及拡大を図るため、各種の広報媒体を通じて利用を呼び掛ける。

科 目	予算額(円)
会 議 費	20,000
税 務 広 報 費	762,500
租税教育推進費	98,000
委 託 費	300,000
負 担 金	89,500
その他の支出	2,000
予 備 費	8,094
合 計	1,280,094

《公益社団法人西脇納税協会》

第1号議案 令和4年度事業報告書及び決算報告書承認並びに監査報告の件

第2号議案 理事選任の件

第3号議案 監事選任の件

正味財産増減計算書

(自令4.4.1 至令5.3.31)

科 目	決算額(千円)	科 目	決算額(千円)
1. 経常増減の部		管理費	2,395
(1) 経常収益		経常費用計	17,052
受取会費	4,563	当期経常増減額	98
事業収益	1,787	2. 経常外増減の部	
受取助成金	9,586	当期経常外増減額	0
経常収益計	17,151	法人税、住民税、事業税	155
(2) 経常費用		当期一般正味財産増減額	△ 57
事業費	14,657	一般正味財産期首残高	30,175
納税月報購入費	1,423	一般正味財産期末残高	30,118
支払助成金	400	当期指定正味財産増減額	△ 248
報酬・給料	5,769	指定正味財産期首残高	7,529
会議費	1,509	指定正味財産期末残高	7,280
通信運搬費	1,129	正味財産期末残高	37,398
修繕費	117		

本総会に引き続き開催された理事会において、役員（副会長1名、常任理事1名）の選任が満場一致で可決されました。

役員の変動 (以下敬称略)

新任 副会長 池田和史
 常任理事 前崎暁彦
 理事 伊藤 優、藤本寿宏
 監事 高橋千明

退任 副会長 前田真秀
 常任理事 遠藤康夫
 監事 深田享保

総会終了後、西脇税務署 山添益巳署長を講師に、「ある国税組織の現状」という題名で、査察制度の概要について講演をいただきました。

申告納税制度を守る“最後の砦”である④での実体験を交えながらの迫力あるお話しで、もう少し聴いてみたい内容でした。

総会及び講演会終了後の意見交換会を、4年ぶりに開催しました。

山添署長をはじめ税務署幹部、片山市長、吉田町長、各税務課長にもご出席をいただき盛会のうちに終了となりました。



会の動き

会議等

- 4月18日 正副会長会 理事会をはじめ協会行事等の今後のスケジュールについて
- 4月20日 監査会 (西脇多可地区納税貯蓄組合連合会、公益社団法人西脇納税協会)
- 4月25日 理事会
- 5月18日 正副会長会 総会等当面の問題について
- 5月24日 定時社員総会・理事会
- 6月19日 正副会長会 当面の問題について
- 7月7日 広報委員会



4月20日 監査会



4月25日 理事会



TEL : 0795-22-2931(代表)

MAIL : info@taitekko.jp

https://tainexas.jp/

兵庫県西脇市上野323



株式会社 名刀針

〒677-0021 兵庫県西脇市蒲江5-3
 TEL(0795)23-2617 FAX(0795)23-5153
 Official site:http://www.meito-bari.co.jp

青年部会

- 5月17日 青年部会総会 つば八2階会議室
令和4年度事業報告と令和5年度事業計画について
租税教室講師委嘱状の交付式



青年部会総会



講師委嘱状交付式

- 講演会 「企業は生もの」 講師 田井三治会長
青年部会総会后、田井会長を講師に、講演会が行われました。各国の自動車メーカーが直面しているエネルギー問題や半導体問題等の旬の話題を中心に、講演をいただきました。
青年部会の若手経営者の皆さんに大変参考になる講演でした。



講演会「企業は生もの」

- 6月23日 租税教室への講師派遣
桜丘小学校 6年生



うららの会

- 5月9日 うららの会総会 そらとぶじゅうたん
令和4年度活動報告と令和5年度事業計画について
- 6月8日 バス研修旅行（奈良市）
興福寺・奈良ホテル・東大寺
部会員及びゲスト24名参加
- 6月21日 紙芝居の実施 中町南小学校 1年生



うららの会総会

研修会・講習会

■ インボイス制度説明会

いよいよ10月より始まるインボイス制度に対応していただくための「インボイス制度説明会」と「個別相談会」を、西脇税務署と共催で、4月26日、5月25日、6月16日に、納税協会にて実施しました。

■ 簿記教室 6月13日～7月18日の全6回

戸田税理士を講師に簿記教室を開催し、受講者は記帳から決算書作成まで、簿記の基礎的事項を学習されました。



簿記教室

厚生事業

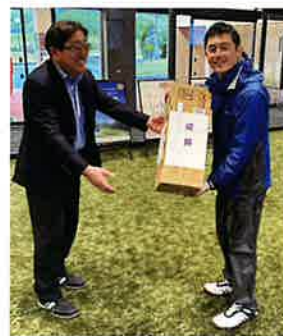
■ 5月7日 第13回西脇NK会員ゴルフ大会 西脇カントリークラブ

コンペ終了後の表彰式等は行わず、前半9ホールによるダブルペリア方式で競技することとして、参加者を募ったところ、56名の参加がありました。

当日は、あいにくの雨でしたので、前半の9ホールで順位を確定させてプレーを終了することができましたが、約半数の方々は責任感(?)を持って完走されました。

これに懲りずに来年もご参加よろしくお願いたします。

優勝	西山 慶彦	三井住友銀行西脇支店
準優勝	宮崎 知成	(株)あぐりたか
第三位	丸山 恭弘	(株)丸萬



うららの会バス研修旅行

今回は、奈良観光です。午前中に興福寺、昼食は関西の迎賓館こと奈良ホテルのメインダイニングホール「三笠」でフレンチコース、午後は東大寺の参拝というコースで、部会員ほか総勢24名が参加しました。

興福寺、東大寺とも、ボランティアガイドの皆さんの説明をじっくりと聴きながら、建造物や仏像を見学しましたので、予定していた奈良国立博物館を見学する時間がなくなってしまいましたが、個人的に観光していれば、漫然と見過ごしてしまう文化財の時代や背景を理解することができ、内容の濃い観光ができました。

また、奈良公園一帯は非常に広いため、バス旅行にもかかわらず、歩数9,351歩と心地よい疲れもあって、充実した一日となりました。

うららの会では、今後も、バス研修ツアーを企画したいと思いますので、日帰りで行ってみたいところ、今までに行って良かった、もう一度行きたいところなど情報提供いただければ幸いです。

(事務局)



～税に関する作品の募集～

兵庫県納税貯蓄組合総連合会では、小学生の「税に関する書道・ポスター」を、国税庁・全国納税貯蓄組合連合会では、中学生の「税についての作文」を、また国税庁では高校生の「税に関する作文」を募集しております。

《小学生の書道・ポスター》

- 課題 税に関するもの
- 応募資格 小学校5年生・6年生
- 用紙 書道 半紙（白紙 縦33.4cm×横24.3cm）
ポスター 画用紙（白紙 縦38cm×横54cm 四ツ切）
- 締切 令和5年9月4日(月)
- 提出先 西脇多可地区納税貯蓄組合連合会（西脇納税協会内 Tel.22-2842）

《中学生の作文》

- 課題 税に関するものであればなんでもOK
- 応募資格 中学生
- 応募方法 400字詰め原稿用紙3枚以内
冒頭に題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を記載してください。
- 締切 令和5年9月4日(月)
- 提出先 西脇多可地区納税貯蓄組合連合会（西脇納税協会内 Tel.22-2842）

《高校生の作文》

- 課題 「税の意義と役割について考えたこと」
- 応募資格 高校生
- 応募方法 800字以上1,200字以内。作品の冒頭に題名、氏名（ふりがな）、学校名、学年を記載してください
- 締切 令和5年9月6日(水)
- 提出先 西脇税務署総務課（Tel.22-3172）



アフラックは、2018年より 「納税協会福祉制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック 姫路支社

納税協会用フリーダイヤル ☎.0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。



e-Taxを利用して



行政文書の開示請求 保有個人情報の開示請求等



ができます！

メリット

- ◆ **開示請求手数料**が行政文書／保有個人情報 1 件につき300円⇒**200円**に！
- ◆ **自宅等のパソコン**やご自身の**スマートフォン**から**申請可能**！
- ◆ **開示請求手数料・開示実施手数料**の**電子納付**が可能！

手続の流れ

→ e-Tax → その他

開示請求者



- ① 開示請求書等を提出
- ② 開示請求手数料に係る納付番号の通知
- ③ 開示請求手数料の納付（インターネットバンキング等）
- ④ 開示決定通知（郵送）
- ⑤ 実施申出書を提出
- ⑥ 開示実施手数料に係る納付番号の通知
- ⑦ 開示実施手数料の納付（インターネットバンキング等）
- ⑧ 開示の実施

税務署等



- ※ 保有個人情報の開示請求等は、受付時の本人確認のため、**マイナンバーカード等**の電子証明書をご利用ください。
- ※ 代理人の方はご利用できません。
- ※ ⑤は、郵送等による実施申出書の提出も可能ですが、その場合、開示実施手数料の電子納付はできません。
- ※ ⑥及び⑦は、行政文書の開示請求の場合に限ります。
- ※ 写しの送付による開示の実施を希望される場合、郵送料分の切手の送付が必要となります。
- ※ 対象となる提出先は、国税庁、国税局、税務署及び国税不服審判所（本部・支部）です。



詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁

検索

保有個人情報の開示請求をお考えの方へ

(操作手順はこちら)

過去3年分（令和2年分以降）のご自身の所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書については、**申告書等情報取得サービス**を利用することで、**無料**で申告書等のPDFファイルを取得できます。

⇒ サービス内容・操作手順は、**e-Taxホームページ**をご覧ください。



令和5年5月

大阪国税局からのお知らせ

税務署の内部事務のセンター化

税務署における内部事務（※）の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「大阪国税局業務センター室」（センター）を下記の表のとおり設置しています。

※ 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

《センターの名称等》

センター名称	郵送先	郵便番号	対象署
大阪国税局業務センター	大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	532-8548	大阪福島税務署・西淀川税務署 東淀川税務署・大淀税務署
大阪国税局業務センター 北分室	大阪市北区南扇町7番13号 北税務署内	530-8515	浪速税務署・東成税務署・北税務署
大阪国税局業務センター 神戸分室	神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内	650-8540	灘税務署・兵庫税務署・長田税務署 須磨税務署・神戸税務署
大阪国税局業務センター 阪神分室 ※ 令和5年7月10日（月） から新たに開設	尼崎市若王寺3丁目11番46号 ※ エリア別に郵便番号を分けてお りますので、所轄税務署に対応する郵 便番号をご記載ください。	661-8521 【京都エリア】	福知山税務署・舞鶴税務署 宇治税務署・宮津税務署 園部税務署・峰山税務署
		661-8522 【兵庫①エリア】	尼崎税務署・洲本税務署・芦屋税務署 伊丹税務署
		661-8523 【兵庫②エリア】	相生税務署・豊岡税務署 加古川税務署・龍野税務署 西脇税務署・三木税務署・社税務署 和田山税務署・柏原税務署
		661-8524 【奈良エリア】	奈良税務署・葛城税務署 桜井税務署・吉野税務署
		661-8525 【和歌山エリア】	和歌山税務署・海南税務署 御坊税務署・田辺税務署・新宮税務署 粉河税務署・湯浅税務署

【ご留意いただきたい事項】

① センターへの申告書・申請書等の提出

- 上記の表にある税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応をお願いします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり、所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、**センターへ直接郵送**願います。
 - ※ 1 郵送による提出先となるセンターの所在地は、上記の表のとおりです。
 - ※ 2 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。
 - ※ 3 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出も可能ですが、センターへの郵送に御協力願います。

② センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

- センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問い合わせさせていただきます。
 - ※ **センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。**

③ 従来どおり所轄税務署で行うもの

- 納税証明書の交付
 - ⇒ 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付してください（納税証明書の取得は、便利なオンラインでの請求をぜひ御利用ください。）。
- 現金による国税の納付
 - ⇒ 自宅やオフィスから納付可能なキャッシュレス納付も御利用いただけます。ぜひ御利用ください。
- 面接による相談等の窓口対応
 - ⇒ 面接による相談を希望される場合は、所轄税務署に相談日時を予約の上、来署願います（電話による税務相談は、まずは国税局電話相談センター（所轄税務署へ電話し、音声案内に従い「1」を選択）までお問い合わせください）。

※ **上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。**



税務署の内部事務のセンター化（行政指導等の一部の集約処理）

大阪国税局管内全署の行政指導等の一部を集約処理するセンターを下記の表のとおり設置しています。

《センターの名称等》

センター名称	電話番号	
	ナビダイヤル	I P 電話・PHS
大阪国税局業務センター 大阪福島分室	0570-074-331 0570-074-131	06-6448-1306 06-6448-1309
大阪国税局業務センター 西淀川分室	0570-073-131	06-6476-4818
大阪国税局業務センター 南分室	0570-073-331	06-6768-1140
大阪国税局業務センター 長田分室	0570-073-003	078-691-7890

※ 「ナビダイヤル」は全国一律料金で御利用いただけます（携帯電話でご利用の場合は、通常の通話料金となります。また、I P 電話では御利用いただけない場合があります。）。

なお、大阪国税局業務センター北分室においては、表面の対象署の内部事務のほか、行政指導等の一部も集約処理しています（専用電話番号は下記の表のとおりです。）。

センター名称	電話番号	
	ナビダイヤル	I P 電話・PHS
大阪国税局業務センター 北分室	設定なし	06-6131-0363 06-6131-0364

《主な事務の内容》

○ 照会文書等の発送

上記の表のセンターから発送する主な文書は下記の表のとおりです。

区分	文書名等
資料情報事務	<ul style="list-style-type: none"> 国外財産調書の提出義務の確認について 支払調書等のe-Tax等による提出について
個人課税事務	<ul style="list-style-type: none"> 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認について 消費税課税事業者届出書の提出について 財産債務調書の提出義務の確認について 各種説明会等の案内文書
資産課税事務	<ul style="list-style-type: none"> 相続税の申告についてのお尋ね 贈与税の申告についてのお尋ね 譲渡所得の申告についてのお尋ね
法人課税事務	<ul style="list-style-type: none"> 無申告法人等に対する文書
間接諸税事務	<ul style="list-style-type: none"> 収入印紙の貼付状況に係るお尋ね文書

○ 電話照会

申告書等の提出状況について確認させていただきたい場合や上記文書に対して回答期限までに御回答をいただけなかった場合などには、**上記の表のセンターから、電話による問合せ**をさせていただくことがあります。

【ご留意いただきたい事項】

センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。

電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

Q: 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】



ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。

② スキャナ保存【希望者のみ】



決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

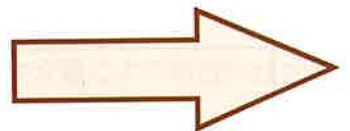
③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降でご説明します。



令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

詳しくは、 で

こちらからも
特設サイトに
アクセスできます



国税庁
(法人番号 7000012050002)

令和5年4月

① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

Q: 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

A: 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

- ① 訂正削除履歴の保存、 ② 帳簿間の相互関連性 ③ 日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

(1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi以上）や階調（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。

(2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です）。

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類）」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類（見積書・注文書等や納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

(1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2課税年度前）の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

(2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

（参考） 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかつたことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

県税だより

個人事業税の納期限は

●第1期分 8月31日(木)

●第2期分 11月30日(木)です。

県税事務所か最寄りの金融機関等で納期限内にお願いします。
納税には便利な口座振替もごさいます。ぜひご利用ください。



★納付書は第1期分、第2期分をあわせて送付いたします。

なお、年税額が1万円以下の場合、第1期分の納期に全額を納付いただくことになっております。
納付額が30万円以下で収納用バーコードのある納付書は、コンビニエンスストアでも納付できます。
スマートフォン決済アプリやキャッシュレスによる納税方法は兵庫県のホームページをご確認ください。

【お問い合わせ】兵庫県加東県税事務所 課税第1課 TEL:0795-27-8727

ゴルフ場利用税は県や市町の貴重な財源です！

- ゴルフ場利用税は、その10分の7がゴルフ場のある市町に交付され、周辺環境の保全等地域の行政サービスを支える貴重な財源として役立っています。
 - 税額は、ゴルフ場の規模、利用料金等に応じて定められており、一人一日あたり300円～1,200円になります。
 - 次の人については、ゴルフ場利用税が非課税となっています。
(申出書等の提出と証明が必要です。)
- ① 18歳未満又は70歳以上の人
 - ② 障害者
 - ③ 国民体育大会に参加する選手
(同大会のゴルフ競技としての利用に限ります)
 - ④ 学校の教育活動としてゴルフを行う学生、生徒、教員等
 - ⑤ 国際競技大会に参加する選手
(同大会のゴルフ競技としての利用に限ります)



【お問い合わせ】兵庫県加東県税事務所 課税第2課 TEL:0795-42-9343

ドライバーの皆さん、自動車税種別割は納めていただきましたか？

納期限を過ぎると...

令和5年度自動車税種別割納期限:令和5年5月31日

●督促状とは

地方税法の規定により、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納されないときは、滞納処分(差押え)をしなければならないと定められています。

●延滞金とは

私法上の遅延利息に対応するもので、納期限内に納税された方との公平性を図るため、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算されます。



「納税通知書が届いていない」、「納付困難な事情」などのご連絡は下記にお願いします。

【お問い合わせ】兵庫県加東県税事務所 自動車税課 TEL:0795-42-9336

税金は、教育など、みなさんのくらしを支える大切な財源です

「自社をどのような会社になりたいか」— 皆さん、考えられる事が多いと思います。その中で、よくある「地域に必要とされる会社になる」というフレーズ。私も、このフレーズを使っている1人です。

しかしながら、実際のところどうでしょうか。

本当に必要とされているのでしょうか。地域の役に立っているのでしょうか。

そのような問答を自分の中で繰り返し、疑念を抱きながら日々の業務を行っていたのですが、3年ほど前に、在り方を考える出来事がありました。

地域の秋祭りで「運んでくれるところがおらへんのや〜！」と本当に困ったように話す地域の人と出会ったのです。話を聞くと、稲苗の配送で困っているとの事。

実は昔、大手企業の下請けでやった経験があり、とても大変な作業だと記憶していました。「あんな、しんどいのん、当然誰もやらへんで…」と心で思いつつも、ふと頭によぎったのです。—「必要とされる会社とは」—

本当に、必要とされている仕事とは、自己満足ではなく、このような仕事ではないかと頭から離れなくなり、翌日には、承諾することにしました。

それ以来、弊社では、多可町の米農家さんへお米の苗を「運ぶ」苗運びの事業に取り組んでいます。本年度で3年目となりますが、とても簡単なものではありません。何と言っても、どこもやるところがない作業ですから…。

使命感を持って決断したものの、やっぱりしんどいのは今も昔も変わらず、全身筋肉痛からのスタートです。また、短期事業による人員確保の厳しさや、車両の確保維持など、取り組むうえでのクリアしなければならない課題は山積みです。毎年改良をしながら、あの手この手と考える課題解決に当たります。

小型の2t車に3人で1セットとして、各農家さんの指定の場所に納品します。勿論、荷台から苗箱を引き抜き、運ぶのは人力です。初年度から、人員確保が問題でしたが、リタイヤ層をはじめ、時期的に時間がある方々などにお声掛けをして取り組みました。

中でも、田んぼを持っている年配の方々の体力には驚かされます。60代70代でも元気に仕事され、助けてもらっています。2年3年と続くと気心知れた仲になり、車内では、談笑しながら次の地点に向かうようになり、チームワークも感じてきたところです。



毎年、人員に苦勞しながらも慣れてきたところに、今年から加東市もお願いしたいとお話を戴きました。加東市は多可町の配達枚数の倍近くあります。

自社だけでは、難しいので、前任の会社と協力し行うという形で承諾しました。

加東市では、知らない地名も多く数量も多いので、1日1日が不安でいっぱいでしたが、日数を経る度に前任の会社との協力が密になり、

スムーズに行えました。また、今年は年配の方だけでなく、10代20代も多数参加してくれました。その結果、高校生、大学生など、20代社員も含めすごく活気が出るようになりました。以前は、配送の担い手がいない事業だったのが、弊社が関わってから少しずつ変化しているように感じます。また、関わってくれた学生や保護者の方からは、社会勉強の機会ともなり成長できましたとの感想をいただくことができ、改めて、仕事の在り方について考えさせられる機会をいただいた気がします。

「農業生産の困った」からスタートした事業が、同業者間で協力しながら配送したり、若い世代と年配の世代の繋がりを作ったり、また若い世代が農業に触れる機会になったりと、新たな地域活性の場となった年だと実感しました。

多可町では、加美区のコシヒカリがとても美味しいと評判です。加東市では、山田錦の生産が活発です。瀬祭などは、加東市のお米を使用しています。しかしながら、農業の担い手は多くはなく、高齢化が進んでいます。今後、人口減少とともに生産者は減っていくかも知れません。

地域の過疎化や人口減少など、何もしなければ、衰退は早いかもしれませんが、企業としての本当の地域貢献として、地域の活性を図れるように持続的に関わられるようにしていきたいと思えます。

このように、弊社が農業との関りを持たた事を縁に感じながら、農業についての事業も今後考えて行けたらと思っています。また、メインである大きいトラックでの輸送も地域の会社様に役立ててもらえたらと考えつつ、「地域に必要とされる会社」を目指して、日本の中心から全国へお客様の“想い”を運ぶ事業を展開して行きます。



<p>gamakatsu がまかつ</p>	<p>PROMOTE A CREATIVE FISHING STYLE Marufuji 株式会社 まるふじ 〒677-0021 兵庫県西脇市蒲江 282 TEL (0795) 22-4338 FAX(0795) 23-1121 http://info-marufuji.com</p>
<p>naigai 先染織物製造販売 内外織物株式会社 〒677-0055 兵庫県西脇市高松町570-1 TEL (0795) 22-3204(代)</p>	<p>創色 色感 感性 播磨染工株式会社 染色整理加工 〒677-0122 兵庫県多可郡多可町八千代区下野間11番地 TEL 0795-37-1153 FAX 0795-37-1156</p>

新入会員のご紹介

（令和4年11月～令和5年5月に入会いただいた方のうち
承諾していただいた方のみ掲載しております。）

●事業所名 CK セントラル急送株式会社（八千代区）

代表者 代表取締役社長 宇仁直哉

業種 一般貨物自動車運送事業
第一種利用運送事業

ご依頼 0795-37-0828(代)
c-kyusou@office.eonet.ne.jp

創業30年間のノウハウを活かし、関東から九州間の事業者様を中心とした全国各地へのグループ配送網を展開。現在2024年問題解決に取り組んでいます。



●事業所名 株式会社officeはーとぼいず（中区）

代表者 代表取締役 藤本志津恵

ご依頼 090-2103-1853 heartvoice.info

学生時代のうぐいす嬢のアルバイトや、社会人となってからもバスガイドや塾講師など、声や話し方に関わる仕事を中心に経験を積み重ねてきました。その上で、1年半ほどアナウンススクールで本格的に学び、平成23年故郷である多可町で創業しました。

司会、ラジオパーソナリティ、マナー講師、企業PR動画作成、ドローンインストラクターと幅広くお客様のニーズに合わせて、ご提供させていただいております。どうぞ、よろしく願いいたします。

和食・すし・牛めし
お気軽にご相談下さい



〒679-0316 兵庫県西脇市黒田庄町大門
TEL (0795) 28-2557
FAX (0795) 28-4526
<http://www.kenshintei.co.jp/>

食品プラント設計・施工・メンテナンス
各種産業用機械全般・販売・修理

株式会社 石野精機製作所

〒677-0054 兵庫県西脇市野村町843
☎ (0795) 22-2251 FAX (0795) 22-6071



肌に優しい自然派素材の布専門店

先染織物卸

株式会社丸福商店

〒677-0052 兵庫県西脇市和田町 36
TEL.(0795)22-3166 FAX.22-2266



Happy Saitaru
ショップサイト



Happy Saitaru
Instagram

建築工事・土木工事・管工事・水道施設工事のスペシャリスト

YAMA

有限会社 オオヤマ

代表取締役 大山 剛史

〒679-0316 兵庫県西脇市黒田庄町大門39-2
TEL. 0795-28-3102 FAX. 0795-25-5500

西脇税務署からのお知らせ ～インボイス制度個別相談会の開催～

令和5年10月から「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が開始されます。

西脇税務署では、事業者の方がインボイス制度への理解を深めていただいた上で、それぞれの事業に応じた対応や準備をすすめていただけるよう、西脇納税協会との共催で「個別相談会」を開催しておりますので、是非、ご参加ください。

なお、次の日程で「個別相談会」を開催しますので、開催日前日17時までに西脇税務署までお電話いただき、参加予約をしていただきますようお願いいたします。

開催日	開催時間	定員	開催場所
8月17日(木)	13時30分～16時30分	6社(名)	西脇納税協会 2階会議室
9月12日(火)	13時30分～16時30分	6社(名)	
9月27日(水)	13時30分～16時30分	6社(名)	

◎ 申込・連絡先：西脇税務署 法人課税部門 Tel 0795-22-3171 (内線27)

※音声ガイダンスにしたがって「2」を押してください。

(注意) 予約状況により、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

～信頼できる税理士による税の無料相談～

近畿税理士会西脇支部では、次のとおり毎月第二木曜日の午後1時から4時まで税務相談センターを開設しています。お気軽にご利用ください。(要予約)

【ご予約・お問合せ】近畿税理士会西脇支部 ☎0795-22-5566

※お電話での税務相談は受け付けておりません

●開催場所：西脇市 播磨内陸生活文化総合センタードウジアム
多可町 多可町役場

●開催日時： 9月14日(木) 午後1時から4時まで
10月12日(木) 午後1時から4時まで
11月 9日(木) 午後1時から4時まで

近畿税理士会西脇支部

税理士 吉泰三 丸前 前本 藤深 橋夏 戸徳 竹高 高 高 園 霜 柴 篠 小 後 桑 岡 遠 上 伊 池 池 蘆 明
 サ 後 税 桑 税 吉 住 永 宅 山 田 崎 坊 本 田 尾 梅 田 岡 本 橋 橋 瀬 崎 浦 野 原 林 藤 村 本 藤 山 藤 田 田 田 石
 兵 庫 事 務 所 後 藤 会 計 事 務 所 桑 村 会 計 事 務 所 ア カ ウ ン テ イ ス 税 理 士 法 人 十 音 順
 五十音順
 いと智 真 暁 美 寿 享 哲 康 尚 英 博 千 加 暢 武 正 茂 喜 浩 和 康 泰 博 和 裕 徳
 み子 紀 宏 秀 彦 通 宏 保 夫 之 秀 雄 文 優 明 子 仁 祐 郎 裕 夫 司 弥 明 夫 弘 優 文 史 三 男

TKC全国会
高橋会計事務所

税理士 高橋千明
税理士 高橋優

〒677-0015 西脇市西脇712-86
TEL(0795)22-3245 FAX(0795)22-0886
(URL)https://www.taxahashi.jp

前田会計事務所

税理士 前田真秀

事務所 〒677-0015
兵庫県西脇市西脇773-20 1F
TEL(0795)23-1322 FAX(0795)23-6305
E-mail : maeda@maedatataxcof.jp

納税協会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

一時金型 Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

姫路支社/小野営業所
兵庫県小野市中町323-3(田中第二ビル3F)
TEL 0794-62-3301

AIG AIG損害保険株式会社

姫路支店/
兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル3F)
TEL 079-285-4731

F-2023-0006(2023年5月16日)
23-073013 2023-05